

令和3年 鱒ヶ沢町農業委員会 第1回定例総会会議録

令和3年1月12日（火）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 3階第4委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会

◎出席委員 13名

1番	兼岡 正英	10番	兼平 昭光
2番	神 文人	11番	對馬 孝
3番	三上 三樹	12番	木村 重美
4番	佐藤 松子	13番	工藤 清
5番	木村 暢子		
6番	木村 賢一		
7番	工藤 修二		
8番	工藤 文信		
9番	井上 豊久		

◎欠席委員 0名

事務局	1. 開会 ただ今より令和3年第1回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を5番の木村委員、10番の兼平委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 令和2年12月10、13、14日 鯉ヶ沢町第4回定例会 場 所：鯉ヶ沢町役場 議場 出席者：工藤会長、事務局（田村）</p> <p>以上諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>5. 議案の上程 議案の上程を致します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第3号 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について</p> <p>議案第4号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について（農業経営を引き続き行っていることの証明）</p> <p>以上4議案を上程致します。</p>
議長	<p>6. 議案の審議 議案の審議に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は1議案2件です。議案は第1号です。詳細について申し上げます。</p> <p>番号1 農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字上山ノ井55番1 地 目 登記簿 田 現 況 田 面 積 1,627㎡ 外 田2筆 計3筆</p>

事務局

合計面積 5,085㎡
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
売買による所有権移転です。

番号2
農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢72番20
地目 登記簿 畑
現況 樹園地
面積 7,780㎡
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
贈与による所有権移転です。

以上2件を申し上げましたが、資料4頁をご覧ください。
第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。
番号1番は現在、自己保全の状態ですが所有権移転後は水稻栽培を行うとのことです。また、番号2番はりんごの栽培を行っておりますが、所有権移転後も同様の管理を行うとのことです。
また、冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況等調査いたしました。
農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

それでは議案1号について早速審議に入ります。
議案第1号につきましてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことです。採決致します。議案第1号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

事務局

続きまして議案第2号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認ですが、番号2番については、議長工藤清の議事参与の制限の規定に該当する案件ですので、議長を暫時の間、兼岡職務代理者に交代します。工藤清委員は一時退席をお願いいたします。

会長 (会長一時退席)

兼岡職務代理者 暫時の間、議長を勤めさせていただきます。

議長 議案第2号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認のうち、番号2番について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち番号2番についてご説明致します。6頁をご覧ください。

番号2
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字上高根山425番地
地目 登記簿 田
現況 田
面積 117㎡
外田4筆 合計5筆
合計面積 11,817㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 5年
賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、議案第2号番号2番について説明がありましたが、この件につきましてご異議ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、それでは採決致します。議案第2号番号2番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号2番について、原案のとおり承認すること

議長

に決定いたします。

これで議長代理を終了させていただきます。退席していた工藤清委員の着席をお願いします。

会長

(会長着席)

議長

続いて、ただ今承認された以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局

番号2番を除く、議案第2号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてご説明致します。5頁をご覧ください。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	3件	29,459 m ²
新規	6件	63,529 m ²
計	9件	92,988 m ²

契約内訳

3年未満の契約	3筆	13,069 m ²
3年から5年契約	17筆	39,271 m ²
6年から9年契約	3筆	7,587 m ²
10年以上の契約	8筆	33,061 m ²
計	31筆	92,988 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	9名
借手農家	8名

地目別面積

田	71,291 m ²
畑	21,697 m ²
樹園地	0 m ²
計	92,988 m ²

3. 総地目別面積

田	71,291 m ²
畑	21,697 m ²
樹園地	0 m ²
計	92,988 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして詳細についてご説明致します。

番号1

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津145番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,698 m²

外田6筆 合計7筆

合計面積 4,518 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字上高根山436番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,106 m²

外田4筆 合計5筆

合計面積 6,605 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で、法定相続人と契約しております。

番号4

農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字霜坂滝ノ下52番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,537 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

事務局

利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号5
農地の所在 鱒ヶ沢町大字鬼袋町字葛ヶ沢 1 4 番地 1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2, 1 3 2 m²
外 田 2 筆 合計 3 筆
合計面積 7, 5 8 7 m²
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 6年
賃借料 10a 当り 1 俵で契約しております。

番号6
農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田 1 6 番地 3
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 4, 0 8 0 m²
外 田 2 筆 合計 3 筆
合計面積 1 1, 5 9 6 m²
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 3年
賃借料 全部で 5 俵（玄米）での契約です。

番号7
農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢 8 5 番地
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 8, 8 0 3 m²
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 畑
期 間 5年
賃借料 10a 当り 4, 0 0 0 円で契約しております。

番号8
農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山 1 7 4 番地
地 目 登記簿 畑
現 況 畑

事務局

面積 6,580㎡
外 田1筆 畑1筆 合計3筆
合計面積 26,456㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 畑、大豆
期 間 10年
賃借料 10a当り20,000円で契約しております。

番号9
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字七尾167番地25
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面積 1,144㎡
外 田2筆 合計3筆
合計面積 13,069㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 大豆
期 間 1年2ヶ月
賃借料 全部で15,000円での契約です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今番号2番を除く議案第2号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。
番号2番を除く議案第2号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定致しました。
続きまして議案第3号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について事務局に説明を求めます。

事務局

資料10頁、議案第3号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について説明致します。

番号1及び2につきましては、以前の総会で親から子へ農地を贈与しております。

不動産取得税の徴収猶予が適用される要件として、受贈者が認定農業者でなければならないこと、農地を全て贈与していること、また受贈者が以前から農業を営んでいる等があります。

それらの要件を満たし、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者に該当すると考えられるため、承認を求めるものであります。

ちなみに農地を贈与する場合は贈与税が課税されますが、親から子への贈与であれば2,500万円までは、贈与を受けた翌年に税務署に申請することで相続時精算課税制度が適用され、贈与税も徴収猶予が受けられることとなります。以上です。

議長

ただ今議案第3号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第3号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第3号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について原案どおり承認することに決定致します。

続きまして議案第4号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営を引き続き行っていることの証明)について事務局に説明を求めます。

事務局

資料11頁をご覧ください。贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明についてです。

番号1番から7番の方に関しては、生前一括贈与という形で農地を贈与しており、納税猶予を受けるためには贈与を受けた方が、適正に農地を管理していることが条件となっています。贈与を受けた農地を売買したり耕作放棄したりすると、猶予を受けている贈与税、不動産取得税を払わなければならないという罰則規定もあります。

証明は3年に1回、税務署と西北地域県民局県税部に提出しますが、農業委員会では贈与を受けた方が適正に農地を管理している事を承認したいと考えております。

以上です。

議長

ただ今議案第4号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第4号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第4号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営を引き続き行っていることの証明)について、原案どおり承認することに決定致します。

7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

(午前10時25分)

8. その他

- ・次回の総会は2月10日(水)午前10時に開催予定。

会 長 工 藤 清

会議録署名者 木 村 暢 子

〃 兼 平 昭 光